

地方自治法第292条の規定により準用する同法地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成25年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成25年12月27日

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員 花 嶋 実

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員 石 田 謙 一

平成25年度定期監査の結果について

1 監査実施日

平成25年12月26日

2 監査対象

平成25年4月から10月までに執行された平成25年度の財務に関する事務

3 監査資料

- (1) 組織図
- (2) 歳入・歳出予算執行状況
- (3) 契約の状況
- (4) 補助金等交付調書
- (5) 主要な施策の成果
- (6) 経理関係等文書綴
- (7) その他関係文書綴

4 監査手続き

監査の対象となった財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、各所管より関係書類の提出を求め、関係帳簿等の照合を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 監査結果

平成25年4月から10月までの収入事務、支出事務、契約事務、物品管理事務の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。